

洗濯委託契約 仕様書

1. 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院
2. 目的 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院(以下 甲 という)洗濯委託の契約について、この契約に定める条件に従い、洗濯委託類を納品の上、本契約を履行し、病院職員、患者サービスの質的向上を図ることを目的とする。
3. 業務内容
独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院
4. 貸借物品の内容等
別紙1.『独立行政法人地域医療機能推進機構 湯布院病院 洗濯委託契約年間予定数量明細書』による。
5. 契約方法
上記4の洗濯類仕様のものを一回洗濯した場合の金額について単価契約を締結する。
6. 貸借期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(1年間)
7. 納品及び回収場所
納品は病院が指定する場所とする。
回収した洗濯類の保管は病院が指定した場所とする。
8. 駐在員の配置と役割
①洗濯類の搬入・搬出及び連絡事項等を行うため、病院内に駐在員を配置させること。
②駐在員は、毎日(日曜及び祝日を除く)各部門より持ち込まれた洗濯類を上記8の場所に保管後、洗濯、消毒を行うため契約者(以下 乙 という)の工場等に搬出させること。
③駐在員を含む乙の社員の院内における態度及び素行は、湯布院病院であることを充分理解し、施設管理、接遇等において患者に対し迷惑を掛けないように常に心掛けること。
9. 駐在員の控室及び作業室等
病院が指定した場所とする。
甲は、業務に必要な施設を無償貸与し、乙は善良な管理者の注意義務をもって適切に管理運営しなければならない。また、業務上必要な消耗品類及び光水熱費等については、甲の負担とする。
業務以外の費用については、全て乙の負担とする。
10. 委託の禁止
洗濯類の洗濯・消毒を第三者に委託してはならない。
11. 自然災害・緊急時に迅速に対応するため、県内に工場を有するものとする。
12. 衛生基準の遵守
財団法人 医療関連サービス振興会による、『寝具類洗濯』の認定事業者であり、業務の質が確保されていること。
乙は、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従い、洗濯をする商品を適正処理するものとする。

13. その他

- ① 病毒伝染の危険のある洗濯類は、適切に消毒しなければならない。
- ② 夜間及び緊急交換用として、乙は各部門に所要組を常備すること。
- ③ 洗濯類の消毒については、平成5年2月15日付第14号厚生省健康政策局指導課長通知が定める基準に従い、適切に行わなければならない。
- ④ 契約開始前に業務内容について充分習熟することにより、契約開始後に混乱する事態を発生させないこと。